

肝臓の病気に関する新たな制度について

4月から、肝臓機能疾患・障害に関する2つの新たな制度が始まりましたので、お知らせします。

身体障害者手帳に肝臓機能障害が追加

税金の控除・免除、公共料金の減免、交通機関の優遇措置などの他、障害者自立支援法に基づく各種サービスの多くは、身体障害者手帳の交付を受けることが受給の前提条件となっています。また、一定の条件を満たす場合、心身障害者福祉手当、心身障害者医療費助成制度の対象となります。

対 象：肝臓機能障害により認定基準に該当する障害のある方
肝臓移植を受けて抗免疫療法を実施している方

手 続：申請書、指定医師の作成した診断書(様式)、写真(横3cm×縦4cm)を、居住地の市役所の障害福祉担当窓口へ提出し申請して下さい。(診断書の作成には90日以上の間をおいた2回の検査結果が必要です)
※肝臓機能障害の医学的基準に従って判断します。ただし、各検査日前の180日間にアルコールを摂取している方等は対象となりません。



B型・C型ウイルス肝炎治療の医療費助成制度が改正

現時点で、この制度は、全国で東京都と一部自治体のみが実施している制度です。4月から、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療にかかる医療費が助成対象追加になりました。また、インターフェロン治療は原則1回ですが、要件を満たす場合に限り、本制度による2回目の助成が受けられます。

対 象：都内に住所があり、B型・C型肝炎のインターフェロン治療を要すると診断された方、又はB型肝炎の核酸アナログ製剤治療を要すると診断された方

助成内容：保険診療費の患者一部負担

○世帯の市民税(所得税・均等割とも)非課税の方；なし

○世帯の市民税(所得税)課税年額 235000円未満の方

；月額10000円まで

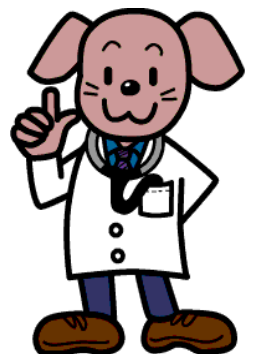
○世帯の市民税(所得税)課税年額 235000円以上の方

；月額20000円まで

※他の医療費助成を受けている方は、申請する必要がない場合があります。

※申請した月から開始となります。

手 続：申請書、東京都が指定する肝臓専門医療機関の診断書、住民票、健康保険証・高齢受給者証の写し、世帯全員分の課税状況を証明するものを、居住地の市役所の障害福祉担当窓口へ提出し申請して下さい。



《手続きの詳細など不明な点は、地域医療連携室 医療相談係へお問い合わせください》